

第29回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ インターネット上で、動画等での表現に対して行ったコメント等の投稿が、不当な差別的言動に該当しうることを啓発していく必要がある

 - ・ 近時、不当な差別的言動の中でも、特に侮蔑等の程度が甚だしい表現が用いられている事案があり、条例の理念に基づき、都民に表現活動の実態を正確に伝え得るよう努めていく必要がある